

大 個 審 第 6 号
(答申第335号)
令和元年5月9日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成31年4月10日付け社援第1053号で諮問のあった「生活保護法による被保護者の勾留時における通知制度」に係る大阪府個人情報保護条例第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止の原則に対する例外事項及び同条例第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項については、生活保護の二重支給を防止するため被収容者情報を収集し、及び、被保護者でないことの情報を提供するという本通知制度は公益性を有すること、また、既に本通知制度を実際に運用する自治体の状況等から、本通知制度が実際のニーズに即した迅速な生活保護を阻害することがないことが確認されることから、個人情報を収集及び提供することについての相当性を有することが認められる。

しかしながら、実施機関においては、本通知制度により提供される個人情報が極めてセンシティブであることに鑑み、当該情報の取扱い及び管理が適正かつ厳格に行われることを検証する必要があることから、審議の結果、下記事項に留意の上、個人情報の保護に万全の措置を講じ、慎重に実施することを前提に、本通知制度の本格実施への移行を認めることを答申する。

記

- 1 本通知制度の目的は、収容期間における二重支給の防止にあるのであって、不正受給を解消する目的で行うものではないことを、十分周知すること。その際、被保護者に対する偏見を助長することがないように、併せて十分説明すること。
- 2 実施機関が、被収容者情報を取り扱う際、個人情報を集約する職員を最小限度に限定するなど、個人情報の管理について厳正に取り扱うこと。
- 3 実施機関において、大阪府警察から提供された情報と生活保護情報とを突合した結果、生活保護の支給事実がないことが判明した場合は、迅速かつ確実に当該個人情報を消除すること。
- 4 実施機関から生活保護の支給事実がないことの情報を大阪府警察に提供する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、大阪府警察と検討した上で厳格に定めること。
- 5 本通知制度の運用に際して個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合には、直ちに制度

の運用を休止し、当審議会に報告すること。

6 本通知制度の運用状況について、おおむね**1**年後を目途に当審議会への報告を行うこと。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦